

幕別町職員の懲戒処分について

「幕別町職員の懲戒処分等に関する基準」に基づき、次のとおり関係職員の懲戒処分を行いましたので公表します。

事案の概要	被処分者は、令和5年9月に申請があった戸籍事務において、処理後の10月に処理誤りが判明し、速やかに訂正を行うべきところを、相手方からの問い合わせや催促があったにも関わらず、訂正処理を終えた令和6年3月までの間、訂正処理を放置するなど、職務専念義務を怠ったことに加え、適切な対応を行わず不信感を抱かせたもの。
懲戒処分の量定	減給2か月（給料の10分の1を令和6年6月1日から令和6年7月31日まで減ずる）
懲戒処分年月日	令和6年5月31日
被処分者の職位 及び年代	課長補佐職 50歳代